

令和4年第1回 吉川市教育委員会会議
議 案 書

令和4年1月28日(金)

平成4年第1回吉川市教育委員会会議
付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	報告第1号	新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について
2	第1号議案	吉川市文化芸術基本条例の制定について

報告第1号

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について（令和4年1月24日現在）
次のとおり報告する。

令和4年1月28日

吉川市教育委員会教育長 戸張 利恵

1 現在までの状況

1月19日（水）～ 県立学校の土日部活動中止に伴い、土日の部活動の原則中止。

1月21日（金）～ まん延防止措置にとまない、部活動の活動制限（以下の通り）

○活動日数及び時間等

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
平日週4日以内	通常の活動時間	禁止	禁止

※公式大会やコンクール等に出場する場合を除く

○陽性者が確認された場合、陽性者の所属する部活動については陽性判明日から1週間活動停止とする。

2 学級閉鎖の状況

小学校 6 中学校 4

学年閉鎖の状況

小学校 1（5学年）

2 校長会等での指示・伝達事項

1月11日（火） 第9回校長会

・市内感染者急増に伴う継続した感染症対策の徹底のお願い

1月31日（月） 9：15～ 第10回校長会（予定）

3 参考資料について

・【別紙資料1】1月13日保護者に配布

「感染者が発生した際の学校のあり方について」

・【別紙資料2】1月21日保護者に配布

保護者・児童生徒用リーフレット「学校関係者に感染者が発生したら」

【資料 1】

令和 4 年 1 月 13 日

保護者 各位

吉川市教育委員会

感染者が発生した際の学校のあり方について

日ごろより、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため多大なるご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、県内においてオミクロン株による爆発的な感染拡大が見られ、保健所の業務がひっ迫していることから、今後は感染者発生による学校調査及び学校における濃厚接触者の特定をおこなわない旨の連絡が保健所から吉川市にありました。

このことから、市教育委員会では市の関係部署等と検討を行い、今後の学校での対応を下記の通りといたします。

保護者の皆様におかれましては趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 学校関係者（児童生徒・教職員）に感染者が発生した場合

- (1) 感染者については、保健所から指示された期間、自宅待機とします。
- (2) 関係者からの聞き取りにより、要観察者*の特定を行います。
- (3) 要観察者と特定されたものについては、登校自粛*をお願いします。
- (4) 必要に応じて、学校・学年・学級ごとの閉鎖や部活動停止をおこないます。
- (5) 保護者には、学校関係者に感染者が発生したことをお知らせします。

*要観察者及び登校自粛については別添ガイドラインを参照してください。

【保護者の皆様へのお願い】

- ・お子様に対する、なお一層の健康観察をお願いいたします。
- ・お子様本人はもとより、ご家族の発熱等の体調不良、または感染疑いによりPCR検査を受ける時には、今まで通り学校へのご連絡をお願いいたします。
- ・SNS等で感染に関する詮索や憶測などの書き込みについては、プライバシー保護の観点から絶対に行わないようお願いいたします。

担当：学校教育課 白幡
☎ 984-3564

学校における新型コロナウイルス感染症患者に対する行動調査ガイドライン

1 ガイドラインの目的

埼玉県（保健所）が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定を当面の間、実施しないこととなったため、学校長が学校の運営を継続するにあたり、登校自粛を求める範囲を判断する目安として本ガイドラインを定めるものです。

2 用語の定義

「患者」・・・新型コロナウイルス感染症と診断された者

「要観察者」・・・患者（無症状病原体保有者を含む）の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- 患者の気道分泌液又は体液等の汚染物質にゴム手袋などを利用せず直接接触した可能性の高い者
※接触後、手洗いや手指消毒など感染予防を行った場合は該当しない。
- ①手で触れることの出来る距離（目安として1m）で、②必要な感染予防策（マスク着用）なしで、③患者（児童又は職員）と15分以上接触（会話、握手など）した者（④室内の場合は、換気の有無を確認）

3 調査方法

調査の具体的な方法は次の手順により行うこととします。

(1) 患者の行動調査の実施

学校長は、「新型コロナウイルス感染症患者行動調査票（様式1）」により対象者の行動調査を行います。調査方法は、調査者の感染リスク低減のため、電話などの非接触式の方法により行います。

調査の対象期間の始期は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は検査陽性となる検体採取日の2日前）とします。

(2) 要観察者の特定

様式1による行動調査の結果、要観察者を特定します。

(3) 要観察者の登校自粛

要観察者は、患者との最終接触日又は患者の発症日（無症状の場合は検体採取日）のいずれか早い日の翌日から14日間は、登校自粛とします。学校長は、要観察者に対して、対象期間中に体調に変化があった場合は、速やかにかかりつけ医に相談するよう勧奨することとします。

(4) 要観察者兄弟への登校自粛の協力要請

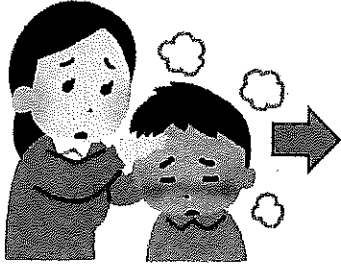
要観察者の兄弟姉妹については、感染拡大防止の観点から登校自粛の協力要請を行うこととします。

【資料2】

学校関係者に感染者が出たら・・・

新型コロナウイルス感染症の感染者急拡大により、市内を管轄する保健所業務のひっ迫していることから、昨年8月の感染拡大時と同様、市により要観察者(濃厚接触者)の特定を行うこととなりました。

児童・生徒・教職員などの
感染の連絡が入ったら・・・



感染リスクの高い人＝「要観察者」を特定します。

感染者との濃厚接触が疑われる人を、教員等からの聞き取りにより特定します。
特定されるのは次の範囲の人です。

- ・感染者の分泌液又は体液等を直接触れた可能性がある
(その後手洗いや手指消毒など感染予防を行った場合は該当しない)
- ・1m以内でマスク着用無しで感染者と15分以上接触(会話、握手等)した
(マスク着用であっても、鼻出し、顎マスク等の不適切な着用状態が無かったかも確認)

「要観察者」に特定された児童生徒は、感染者との最終接触日から10日間の登校自粛をお願いします。

学級閉鎖、休校等の基本的な考え方について

学級閉鎖、休校の判断	
学級閉鎖	①同じ学級内に2名の陽性者が発生した場合 ②陽性者が1名であっても、以下該当する場合 ・周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる ・複数の濃厚接触者(要観察者)がいる (ただし学校に10日以上来ていない者等は除く) (期間は5日間程度)
学年閉鎖	複数の学級閉鎖が発生 ※感染拡大の可能性が高い場合、
臨時休校	複数の学年閉鎖が発生 所属学級や人数等を踏まえ判断

・学級閉鎖等の判断がされた場合は、その場ですぐに子どもたちは下校となります。その際はメールでお知らせします。予めご承知おきください。
※当日、急な下校への対応が難しいご家庭はご連絡ください。

・登校自粛、学級閉鎖、休校等の場合には、タブレットを持ち帰っていただき、学校からは授業の配信、課題の提示や連絡などを行います。あらためてご家庭でのインターネット環境の確認をお願いいたします。



学校では引き続き、徹底した感染予防対策に取り組みます。

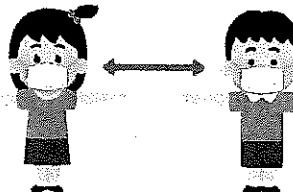
マスクは
不織布マスクを推奨



マスクの着用



手洗いの徹底



ソーシャルディスタンス



日に複数回の健康観察



換気の徹底

その他、消毒の徹底、給食時の黙食等・・・

保護者の皆様にあらためてのお願い

- ・お子様に対するなお一層の日々の健康観察をお願いいたします。
- ・お子様本人のみならず、ご家族の発熱等体調不良や、感染の疑いによりPCR検査を受ける際も学校へご連絡をお願いいたします。
- ・感染不安で登校できない場合は出席停止扱い(欠席とにならない)とすることができます。ご相談ください。
- ・感染に不安のある方は、埼玉県が無料でPCR検査を行っています(市内ではドラッグストア2か所)。埼玉県ホームページをご確認ください。

検索 埼玉県 無料PCR検査

子どもたちの学びを止めないために、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年1月 吉川市教育委員会

第1号議案

吉川市文化芸術基本条例

次のとおり条例を制定することについて、議決を求める。

文化芸術は、人々の創造力と感性を育むとともに、心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する大きな意義を持つものです。そして、文化芸術の推進には、文化の礎たる表現の自由と、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することが重要です。

吉川市は、江戸川と中川という大きな川に挟まれ、江戸（東京）にも近いことから、江戸時代から物流と都市近郊農業で発展してきました。川と人とのつながりは、川魚料理などの食文化、八坂祭りやオビシヤ行事などの祭り・行事などにも反映され、吉川の歴史と文化を育んできました。

また、公民館の開設をきっかけに、個人、団体を問わず多様な文化芸術活動が行われ、昭和51年から始まった文化祭をはじめ、様々な発表の場が人々に感動を与え、吉川の文化芸術の土台が築かれてきました。

こうした先人たちによる吉川の歴史・文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造を促進していくことは、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現にとってなくてはならないものです。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、市における文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民、文化芸術団体、事業者及び教育機関の役割を明らかにすることにより、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民の誰もが等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られな

ればならない。

- 3 文化芸術施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 4 文化芸術施策の推進に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の継承及び発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術施策の推進に当たっては、人々が集まる場所での文化の発生及び発展の重要性を踏まえ、多様な交流の場の創出が図られなければならない。
- 6 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分に配慮されなければならない。
- 7 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術がコミュニティ、国際交流、子育て支援、高齢・障がい福祉、健康・体力づくり、環境、産業、まちづくり、観光、教育、シティプロモーション等様々な分野に多面的に活用されるよう図られなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、文化芸術施策の推進に当たっては、法第2条に定める事項が尊重されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び実施する役割を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、その多様な文化芸術活動を相互に理解し、尊重し合うよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自主的かつ主体的に、文化芸術についての関心と理解を深め、文化芸術活動への支援に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第7条 教育機関は、自主的かつ主体的に、文化芸術に親しめる機会の創出に努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

第8条 教育委員会は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第7条の2第1項の規定により、文化芸術の推進に関する計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 教育委員会は、文化芸術推進基本計画を定めようとするときは、文化芸術活動を行う者その他市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 教育委員会は、文化芸術推進基本計画を定めようとするときは、次条第1項に規定する吉川市文化芸術推進審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 教育委員会は、文化芸術基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(審議会)

第9条 市は、文化芸術推進基本計画その他文化芸術の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、法第37条の規定により、吉川市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の推進に関すること。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化芸術団体の関係者

(2) 学識経験のある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年吉川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬額		区分	報酬額	
略			略		
学校運営協議 会	会 長	日額 7,900円	学校運営協議 会	会 長	日額 7,900円
	委 員	日額 6,600円		委 員	日額 6,600円
文化芸術推進 審議会委員	日額 6,600円				

令和4年1月28日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、本市における文化芸術施策の基本理念等を定めたいので、この案を提出するものである。

資料

答申書

1 条例の名称について

文化芸術を「振興」していくという意味に重きを置き、条例への親しみやすさを考えるのであれば「文化芸術振興条例」という名称が考えられる。

一方で、条例の根拠法である「文化芸術基本法」から「振興」という文言が削除された趣旨は、「振興」にとどまらず、観光、産業、教育や福祉など文化芸術に関連する分野も含めて、総合的な施策の推進を図るというものである。

吉川市には多くの文化芸術が花開いており、振興のみならず総合的な施策の推進が図られるべきであり、「文化芸術基本条例」とすることで、国の法律の趣旨や埼玉県との方向性に合致するものとする。

以上を踏まえて、この条例が今後の吉川市の文化芸術施策の基本となる意味も込めて、条例の名称は「吉川市文化芸術基本条例」にすべきと考える。

2 条例の内容について

(1) 前文について

「吉川らしさ」を表現するに当たって、前文を置く意味は大きい。市民に限らず初めて吉川市を知った人にも、吉川市の文化芸術の歴史を知ることができるため、前文を置くことが望まれる。

(2) 基本理念について

文化の発生、発展を見据えての多様な交流の場の創出、及び文化芸術をコミュニティや国際交流、子育て支援など多面的に活用するという吉川市の考え方は大事にすべきである。

また、地域に根ざす文化も大切にすべきであり、その点も基本理念に規定されていることは評価できる。

それらは他団体にはない「吉川らしさ」を加える重要な要素となってくるため、今後の文化芸術の施策を進めるにあたっては、「吉川らしさ」が見られるよう検討を行っていただきたい。

(3) 役割について

原案では市の責務、市民の役割、文化芸術団体の役割が規定されているが、

この三者だけでは総合政策として文化芸術の推進を図ることは困難と考える。具体的には、次の二者の役割の追加の検討が必要である。

①教育機関の役割

文化芸術に興味を持つ年齢を考えると、教育機関の役割も必要であると考える。学校は、子どもたちにとって文化芸術に触れるきっかけとなる。

また、市の教育大綱において「郷土を愛し」とあり、身近な自治会や自分の住んでいる地域にはどういう歴史、地盤があるのか知ることができれば、地域の文化芸術の発展に結びつくものと考えられる。

②事業者の役割

吉川市には日本全国、世界で活躍する企業がある。それらの企業は市民にとっても誇らしいものであり、文化とも言えるものである。

また、吉川美南駅で行われているジャズナイトも吉川市の大切な文化であり、多くの事業者が関わっている。

それら文化芸術活動に関連した企業の参加や支援とともに文化芸術活動の推進を図ることも必要である。

(4) 計画及び審議会について

計画の策定及び審議会については、条例案に規定する内容で進めていただきたい。

なお、審議会委員の募集に当たっては、個人の公募枠を設けること。文化芸術活動を行っている個人の方の意見は、とても貴重なものである。

ただし、文化芸術施策の推進、取りわけ計画の策定にあたっては次の事項が課題として考えられるため、審議会において十分に検討していただきたい。

①文化芸術活動団体の高年齢化

②新しい物から文化を作る力を持っている若者の感性を生かした取組

③郷土を知り、体験することは文化芸術の発展に重要なこと。郷土資料館や所蔵資料の積極的な活用を

④人が集まる場所で文化は生まれる。新型コロナウイルス感染症の影響から難しい課題だが、人が集まる仕組みづくりを

⑤条例制定後は、幅広い世代が条例及び文化芸術について知ることができる方法の検討を